



# 鳥取県公報

平成 26 年 2 月 18 日 (火)  
第 8 5 7 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |  |
|--------|--|
| ◇ 告 示  | 都市計画の変更（4件）（87～90）（景観まちづくり課）・・・・・・・・・・ 2       |
|        | 県営土地改良事業計画の変更（91）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3         |
|        | 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（92・93）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 4 |
|        | 公共測量の実施（94）（技術企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7     |
|        | 指定居宅サービス事業者の廃止の届出（95）（東部福祉保健事務所）・・・・・・・・ 7     |
|        | 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（96）（〃）・・・・・・・・・・・・・・ 8     |
| ◇ 選管告示 | 選挙管理委員会の招集（2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8  |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8      |
|        | 落札者の決定（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11     |
|        | 随意契約の相手方の決定（2件）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11    |

# 告 示

## 鳥取県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・4・23号徳尾嶋線

鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線

### 2 都市計画を変更する土地の区域

#### (1) 鳥取都市計画道路3・4・23号徳尾嶋線

変更する部分

鳥取市徳尾、嶋及び宮谷

#### (2) 鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線

変更する部分

鳥取市徳尾

### 3 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

## 鳥取県告示第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路1・4・1号岩美福部線

岩美都市計画道路3・5・8号河崎本庄線

### 2 都市計画を変更する土地の区域

#### (1) 岩美都市計画道路1・4・1号岩美福部線

変更する部分

岩美郡岩美町大字浦富及び大字岩本

#### (2) 岩美都市計画道路3・5・8号河崎本庄線

変更する部分

岩美郡岩美町大字新井及び大字本庄

### 3 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び岩美町役場産業建設課（岩美郡岩美町浦富675-1）

#### 鳥取県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
福部都市計画道路1・4・1号岩美福部線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
鳥取市福部町湯山
- 3 縦覧場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

#### 鳥取県告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画道路3・3・4号西福原河崎線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
米子市両三柳
- 3 縦覧場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び米子市建設部都市計画課（米子市加茂町一丁目1）

#### 鳥取県告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業大淀地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成26年2月18日から同年3月10日まで
- 3 縦覧に供する場所  
米子市役所及び大山町役場
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第92号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市用瀬町江波字枿ヶナル1の1、1の2、2から5まで、6の1、6の2、7から10まで、11の1・11の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、12から16まで、17から19まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、20から22まで、23（次の図に示す部分に限る。）、24、字奥ノ谷奥26、27から29まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、32から35まで、36（次の図に示す部分に限る。）、37から39まで、字越シ免178、179、181の1、185、188、190、191、200から205まで、218の1、字大畑ケ口219から222まで、225、226、229から231まで、233から236まで、字大畑ケ中237、240の1、241の1、243、247の1、249、252、253の1、253の2、254の1から254の3まで、255から257まで、258の1、258の2、259、260、261の1、263、265、266の1、268、273、274の1、字大畑ケ奥276の1、279、285の1、286の1、287、288の1、288の5、289、290の1、290の3、292の1、293の1、294の1、字セバ谷295から306まで、309、311、314から316まで、322から327まで、329から336まで、字大根木谷987の2、987の3・987の17・987の18（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、987の34、字ミコ岩平ル989の1、989の2、989の26、字築ヶ谷990の1、990の6、990の7、字ガビ谷991の1、992の1、992の2、992の4、993の1、字向イ原1000、1001の1、1003から1005まで、1006の1、1006の2、字水尾ヶ谷1011の1から1011の3まで、1011の8、1011の9、1012から1017まで、字山大内谷1027から1029まで、1030の1、1030の2、1031の1、1031の2、1032から1034まで、1035の1、1035の2、1037、1040、1040の1から1040の5まで、1041、字セバ谷口1042、1042の1から1042の10まで、1042の18、字山セバ谷1043の7から1043の10まで、1043の15、字大畑ヶ谷1045の1、1045の6、1045の7、1045の18から1045の35まで、1045の38、1046の4、1046の6から1046の10まで、1046の12、字出合平1047・1047の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字奥ノ谷1048の1から1048の4まで、1048の7、1048の11、1048の13、1048の14（次の図に示す部分に限る。）、1048の15から1048の31まで、1048の32（次の図に示す部分に限る。）、1048の33、1048の34から1048の38まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1048の39から1048の43まで、1048の48・1048の49（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1048の52から1048の56まで、1048の57（次の図に示す部分に限る。）、1048の58、1048の60から1048の63まで、1048の64（次の図に示す部分に限る。）、1048の65、1048の70、1048の77から1048の80まで、1049、1050、字日ノ谷

1051、1051の1、字大久保ノ谷1068から1072まで、字一ノ谷1073の1、1074の1、1075、1076、1077の1、1077の2、1078から1080まで、字山茅谷1081の1から1081の8まで、1081の9・1081の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1081の11、1081の12、1081の13（次の図に示す部分に限る。）、1081の14、1081の15、字山権田ヶ谷1083の1から1083の6まで、1083の18から1083の21まで、用瀬町屋住字竹俣538の1、字袋氏539の1、540の1、541の1、字杣山542から552まで、552の1、553から559まで、560の1、560の2、561の1、561の3、562の1から562の3まで、563、564、字市場ヶ谷565の1、565の2（次の図に示す部分に限る。）、566、567・568（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ谷569、570（次の図に示す部分に限る。）、571から573まで、字アイノ谷577、578の1、578の2、579の1、579の2、580から583まで、字添谷奥584、585の1、585の2、586の1、587から595まで、596の1、596の2、597の1、598の1、598の2、599、600の1、600の2、601、602の1、602の2、603の1、603の2、604の1から604の3まで、字夏明ヶ平605、606の1、606の2、607、608・609（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、610、611、612の1、612の2、613から615まで、616の1、616の3、617から619まで、620の1、620の3、620の4、621、622、623（次の図に示す部分に限る。）、624、字大谷625の1、625の3、626から636まで、637（次の図に示す部分に限る。）、638の1、638の3、639の1、639の3、640（次の図に示す部分に限る。）、641の1、641の2、字岨ノ平ラ642から645まで、646の1、647の1、648、649（次の図に示す部分に限る。）、650、651の1、字持谷652の1・652の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、653の1、653の2、654から656まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、657、658（次の図に示す部分に限る。）、659、660から662まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、663、664から669まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字カレキガ谷670、671（次の図に示す部分に限る。）、672の1、672の2、字二ノ渡リ677から680まで、字西ノ木戸692から710まで、字高下ノ谷714から716まで、717の1、字段ノ奥通722から724まで、725の1、725の2、727、728、729の1、729の2、730から732まで、732の1、733から735まで、字小谷山738から744まで、字スゲノ谷745の1、745の3、746から748まで、749の1、749の2、750から752まで、字中津美谷755から760まで、字中津美口左里平ラ761から765まで、766の1、766の2、字中津美奥767の1から767の9まで、769の14、770、用瀬町赤波字二ツ渡瀬1516の1、1516の2、1517、字大門畑ノ上1519、1520の1、1521、1522の1、1522の2、1522の4、1523、字ツラ原1524から1526まで、1527の1から1527の11まで、1528、1529、1530の1、1531、1532、1534、1535、字馬場谷奥1540の1、1541の1、1542、1543の2、1543の3、1543の5（次の図に示す部分に限る。）、字馬場谷1551の1・1552の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字釜谷1554の1・1554の2・1555の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1556、1557、1557の1、1558から1565まで、1566の1、字割谷1568から1572まで、字大谷1573から1579まで、字南開地1580の1、字一ノ井手1584、1585、1589、1590、字倉ノ谷奥1593から1597まで、1598の1から1598の3まで、1599から1601まで、1603から1606まで、字稲荷山1608の1、1610、1612、字釋迦堂谷1614、1615、1622、1624の1、1624の4、1624の5、1631の1、1632の1、1633、1634の1、1634の2、1637の1、1639、字荒神谷平1640、1641、1641の1、1643、字大平1645、1647から1649まで、1651から1655まで、1656の1、1656の3、1656の4、字寺屋敷1657から1659まで、1668の1、1668の2、字野間谷下ノ尾平1674の1、1674の2、1677の1、1677の2、1678、1680、1683から1685まで、1687、字幸ノ神谷1695から1697まで、字火ノ谷奥1698の1、1698の2、字小原谷1702、1704の1、1705、字柿木谷奥1713、1715、1718の1、1720の1、1722の1、1723の1、1724の2、1727の1、1728、1728の1、1728の2、1729から1732まで、1733の1、1734、1735の1、1735の2、1735の4、1736から1738まで、字馬地土居平1740、1742の1、1742の2、字荒神谷1744、字藪谷1747の1、1747の3、1750の1、1751の1、字瀧ノ口1760、字カキカケ1762、字備中1763、字妙見谷1764の1、字小屋ノ谷1765の1、字広畑ヶ下モ坂1766の1、字上ミ阪1767の1、1767の8、字広畑ヶ1771から1776まで、1777の1、字桜谷1778の1、1779の1、1780の1、1782の1、1783から1785まで、字メカラチ奥影平ノ一1787、字メカラチ影平ノ二1788、1788の1、1789から1797まで、1799、字メカラチ影平ノ三1800、1802から1812まで、字タイ田1813の1、1814、1815の1、1816の1、1817の1、1818の1、1819、1820、1821の1、字入道谷1823、1828の1、1829、1831の1、字寺ノ谷1832の1、1833から1836まで、1838、1840、字家ノ谷下モ小平1843、1844、字家ノ谷奥1845の1、1849の1、1850の1、1851から1855まで、1856の1、1858の1、1858の2、字下モ堂ノヒラ1871、字谷ノ奥1875の1、1876

の1、1877の1、1877の3から1877の5まで、字小谷1882、1884、1886、1887、1889、字石川平1890の1、1892の1、1893から1896まで、字釜谷698、698の1、字メカラチ奥451の1、用瀬町鷹狩字甲木樵谷423の1から423の4まで、424の1から424の3まで、425、426の1、429から432まで、432の1、432の2、字大興寺1101から1103まで、1104の2、1104の3、1105、1106、1107の1、1107の2、1109、1110、字乙通り谷1115、1116の1から1116の3まで、1117の1、1117の2、1118から1124まで、1127、1128の1、1128の2、1129、字下大興寺1133、1135、1136、1137の1から1137の3まで、1139、1140、字乙木樵谷1157、1158、1158の1、1160から1163まで、1165、1166、1168の1、1168の2、1169、1170、字乙狐塚1171の1から1171の3まで、字安蔵谷1174、1177、1178の1、1179の1、1180の1、1181の1、1182の1、1183の1、1183の2、字諸見側1184、字医王谷1191の1、字上中尾1192、字下モ中尾1193の1から1193の3まで、1194の1、1194の2、字医王崩1195の1、1195の2

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 変更後の指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第93号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町皆原字ホソザコ594、字奥長谷595、字サカ畑ケ596、字クモハラ597、字小屋場598、字佛谷599、字スンカ谷600、字ハナ戸ノ崎601、字若林602、茂谷字出合山296の1、296の2、300、302から304まで、字谷山305から309まで、311、313、字小谷315、316の1、317、318、321から324まで、326から329まで、332、332の1、333、334、字椎木谷337、338の1、338の2、339から342まで、343の1、346、347の1、347の3、347の7、348から350まで、352から356まで、359、360、362、364、365、字萱野366、367の1、368の1から368の3まで、369、372から376まで、378、字白岩381の1から381の5まで、382の1、382の2、382の4から382の7まで、383から385まで、389から393まで、396、398、399、402、404、407、408の1、409、412、413の1、413の2、414、字空山415、417、清徳字中河原谷258から261まで、262の1、263の1、263の2、264、267から269まで、271、274、275、279、280、284、287から289まで、289の2、289の3、290から292まで、292の1、292の2、293、294、294の1、296、296の1、297から300まで、304の2、奥野字上ミ大鳴317の1から317の3まで、317の5から317の9まで、字立道318、319、320の1、320の2、321、322、323の1、324、325、325の1、326から331まで、字下モ大鳴332、333、336の1、336の3、337、337の1、338から340まで、342から345まで、346の1、字牛尾347の1、347の3、348から350まで、352、字ソラ山353から355まで、360、361、367

の 1、368から370まで、370の 1、371、字大平400、402、404、405、408、409、411の 1、412の 1、413、415、416、字井ノ口山426の 1、427から433まで、433の 1、434から437まで、437の 1、438、440、443から447まで、字桐谷463から465まで、465の 1、466、468、470、471、473、字北山ノ神474の 1、475から477まで、482、字向山523の 1、523の 2、534、537の 1、537の 2、字南山ノ神538から540まで、540の 1、541、546、549から553まで、557の 1、557の 3、561の 1、564の 1、564の 3、565の 1、566の 1、字牛古屋567の 1、567の 3、568の 1、568の 4、569から575まで、576の 1、577の 1、字牛コロビ578、579、579の 1、579の 2、579の 3、579の 5、580、582の 1、582の 3、584の 1、585、585の 1、586から590まで、592、600、600の 1、605、607、608、611の 1、611の 2、字足洗場612の 1 から612の 3 まで、613の 1、613の 2、614から618まで、字モチネ畑619の 1、619の 2、619の 3（次の図に示す部分に限る。）、字大谷620、621の 1、621の 2、621の 4 から621の 10 まで、621の 12、621の 13、621の 15から621の 17まで、621の 19、621の 22、621の 23、621の 27から621の 29まで、621の 31から621の 37まで

## 2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 変更後の指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第94号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年 2 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年 2 月 7 日から同月20日まで
- 3 作業地域 米子市皆生

## 鳥取県告示第95号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 2 月 18 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地    | 届出年月日          | 廃止年月日          | サービスの種類  |
|------------|-------------|-----------------|----------------|----------------|----------|
| 平井佳人       | ひふみ薬局       | 鳥取市行徳一丁目<br>103 | 平成26年2月<br>10日 | 平成26年1月<br>31日 | 居宅療養管理指導 |

#### 鳥取県告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月18日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地    | 届出年月日          | 廃止年月日          | サービスの種類      |
|------------|-------------|-----------------|----------------|----------------|--------------|
| 平井佳人       | ひふみ薬局       | 鳥取市行徳一丁目<br>103 | 平成26年2月<br>10日 | 平成26年1月<br>31日 | 介護予防居宅療養管理指導 |

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第2号

平成26年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年2月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 日時 平成26年2月24日（月） 午後2時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
  - 平成26年度明るい選挙推進運動要領等について
  - その他

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年2月18日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び予定数量

A重油 J I S 1 種 2 号 750キロリットル

## (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## (4) 1回当たりの納入量

14キロリットル以上

## (5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

## (6) 入札書の記載方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が油脂・燃料類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成26年2月21日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) 平成26年2月18日から同年3月31日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

## (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

## (5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

## 4 入札手続等

## (1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

電話 0857-26-2271（内線2210）

## (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年2月18日（火）から同年3月4日（火）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/78860.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年2月18日（火）から同年3月4日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年3月31日（月）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室（会議室棟）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年3月11日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該額の8パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成26年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No. 2 750kl

(2) Delivery period : From 1 April, 2014 through 31 March, 2015

(3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 11, March, 2014

(5) Date and time for the submission of tenders : 11 : 00 AM 31, March, 2014

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10 : 00 AM 31, March, 2014

(6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL : 0857-26-2271 ex. 2210

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年2月18日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

|                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 生理検査システム 一式                   |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                        |
| 3 落札日              | 平成25年12月9日                    |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 小西医療器株式会社鳥取営業所<br>鳥取市千代水四丁目52 |
| 5 落札金額             | 81,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日            | 平成25年10月29日                   |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                      |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院管財課<br>倉吉市東昭和町150     |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年2月18日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 注射薬払出システム 一式                                 |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成25年12月16日                                  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 鳥取医療器株式会社<br>鳥取市西品治815-8                     |
| 5 契約金額             | 53,340,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                |
| 6 随意契約による理由        | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院管財課<br>倉吉市東昭和町150                    |
- 

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年2月18日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 内視鏡ファイリングシステム 一式                             |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成25年12月9日                                   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 成和産業株式会社<br>鳥取市千代水一丁目1-6                     |
| 5 契約金額             | 30,187,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                |
| 6 随意契約による理由        | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院管財課<br>倉吉市東昭和町150                    |